

# 参考資料

1. 後発医薬品を取り巻く状況について P1
2. 「最近の調剤医療費の動向調査の動向」  
における都道府県後発医薬品割合  
(H31.2月分) P5
3. 大阪府後発医薬品ロードマップ P8
4. 地域別ジェネリックカルテ（都道府県別） P9

## 後発医薬品を取り巻く状況について

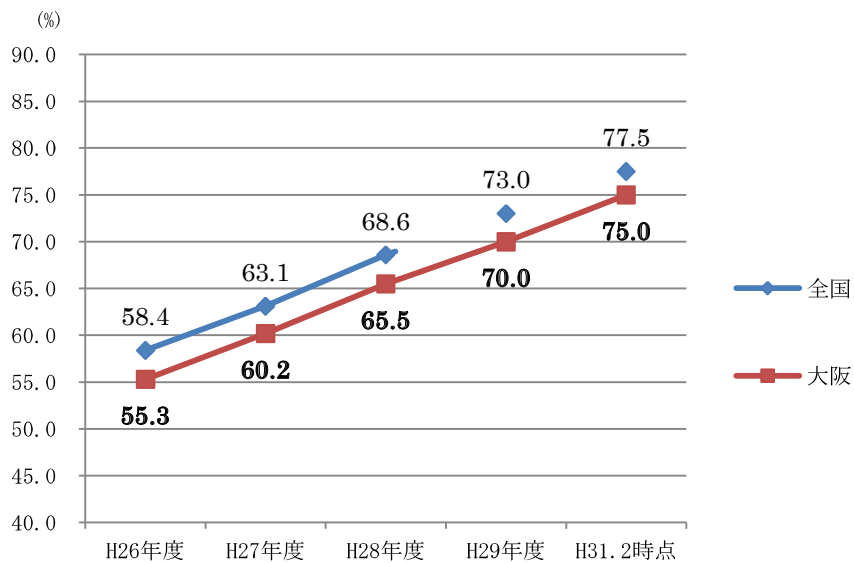
国が調査を行った後発医薬品の使用状況調査等、後発医薬品に関するデータは以下のとおりである。

### 【1】後発医薬品の使用状況

（「調剤医療費（電算処理分）の動向調査」（厚生労働省保険局調査課）を改編。なお、調剤医療費とは、薬局での調剤報酬費であり、病院・診療所内で使用される薬剤費は含まない。）

#### ① 後発医薬品の使用割合

○後発医薬品の使用割合（数量ベース）は、大阪府、全国とも年々増加しているが、大阪府の使用割合は全国平均値を下回っています。



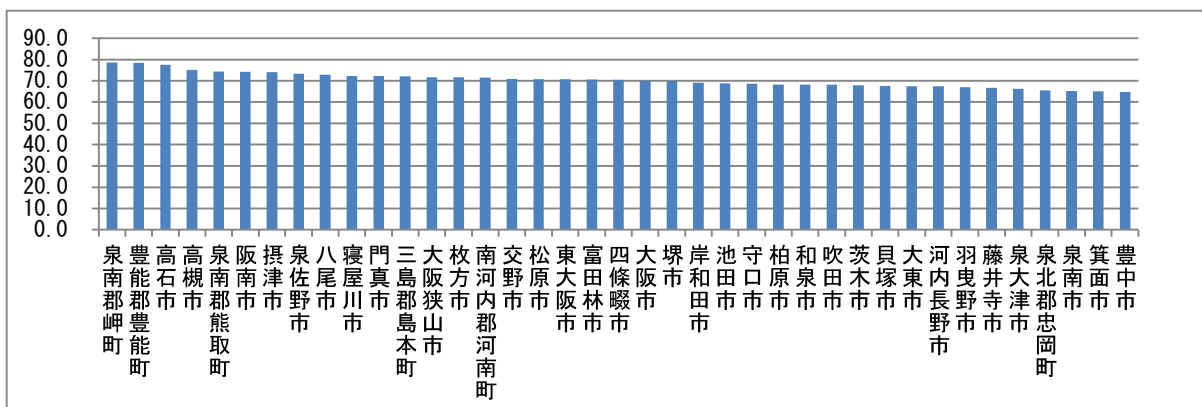
項目	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成31年2月時点
大阪府	60.2%	65.5%	70.0%	75.0%
全国順位	第41位	第42位	第42位	第43位
全国	63.1%	68.6%	73.0%	77.5%

（後発医薬品の使用割合の算出方法：

$$\frac{\text{後発医薬品の数量}}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$$

## ② 大阪府内市町村別 後発医薬品の使用状況

○府内市町村別では、最大で13.8%の差があります。



薬局の所在する府内市町村別後発医薬品割合 (H30年3月時点)

	地域	後発医薬品使用割合(数量ベース) %		地域	後発医薬品使用割合(数量ベース) %
1	泉南郡岬町	78.5	21	大阪市	70.0
2	豊能郡豊能町	78.5	22	堺市	69.8
3	高石市	77.6	23	岸和田市	69.1
4	高槻市	75.0	24	池田市	68.8
5	泉南郡熊取町	74.3	25	守口市	68.7
6	阪南市	74.2	26	柏原市	68.3
7	摂津市	74.0	27	和泉市	68.2
8	泉佐野市	73.4	28	吹田市	68.2
9	八尾市	72.7	29	茨木市	67.8
10	寝屋川市	72.2	30	貝塚市	67.6
11	門真市	72.2	31	大東市	67.4
12	三島郡島本町	72.0	32	河内長野市	67.3
13	大阪狭山市	71.6	33	羽曳野市	67.0
14	枚方市	71.6	34	藤井寺市	66.7
15	南河内郡河南町	71.5	35	泉大津市	66.2
16	交野市	70.9	36	泉北郡忠岡町	65.5
17	松原市	70.8	37	泉南市	65.2
18	東大阪市	70.7	38	箕面市	65.0
19	富田林市	70.7	39	豊中市	64.7
20	四條畷市	70.3			

- ・後発医薬品使用割合：「調剤医療費の動向」（厚生労働省）参照。平成30年3月の保険請求のあった薬局が所在する市町村別の後発医薬品使用割合。
- ・年間を通じて保険請求がない、又は保険請求のあった薬局数が1～3軒の市町村は記載していない。（豊能郡能勢町、泉南郡田尻町、南河内郡太子町、南河内郡千早赤阪村）

③ 処方せん発行元医療機関別・制度区分別 後発医薬品の使用状況（H30年3月時点）

○制度区分別では、大きな差はありませんが、処方箋発行元医療機関では、大学病院が平均を若干下回っています。

【処方せん発行元医療機関別】（全国）

		全国	医科						歯科
			病院	大学	公的	法人	個人	診療所	
平成 29 年 度	後発医薬品使用割合 （数量ベース）	73.0%	73.3%	64.4%	74.5%	74.3%	71.9%	72.8%	79.3%
	後発医薬品薬剤料（億円）	10,063	3,904	426	1,570	1,886	22	6,159	18

【制度区分別】（全国）

		全国	医療保険			公費
			被用者保険	国民健康保険	後期高齢者	
29 年 度	後発医薬品使用割合 （数量ベース）	73.0%	74.5.9%	73.6%	70.7%	76.8%
	後発医薬品薬剤料（億円）	10,092	3,128	2,735	3,708	521

【制度区分別】（大阪府）

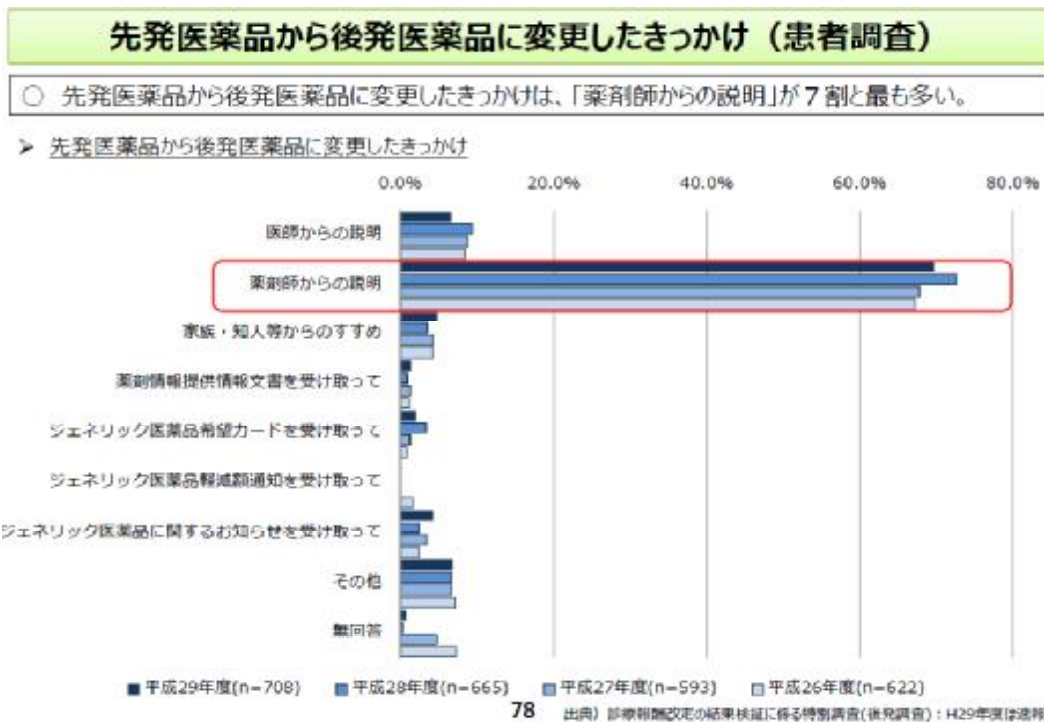
29 年 度	後発医薬品使用割合 （数量ベース）	70.0%	71.3%	69.9%	67.7%	74.2%
--------------	----------------------	-------	-------	-------	-------	-------

## 【2】後発医薬品に関するデータ

後発医薬品安心使用を促進するにあたって、厚生労働省、中医協で公表されている資料から必要なデータを抜粋しました。

### ①先発医薬品から後発医薬品に変更したきっかけ（患者調査）

○患者調査において後発医薬品に変更したきっかけは、どの年度においても約70%が薬剤師からの説明がきっかけと回答がありました。

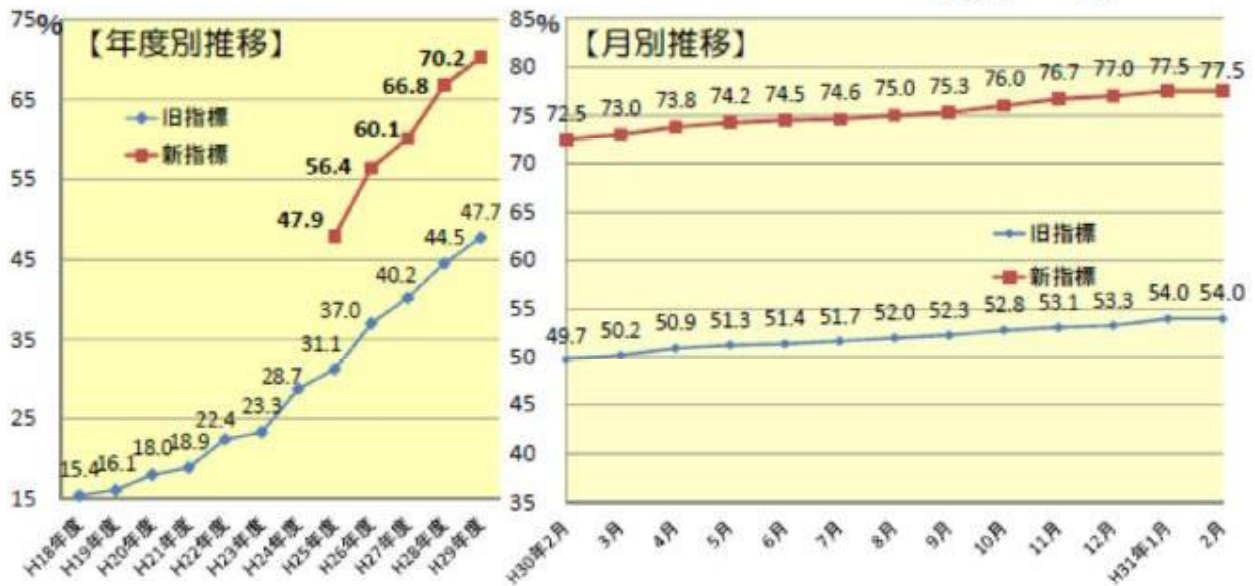


出典：中央社会保険医療協議会資料「外来医療について」（平成 29 年 11 月 1 日）

# 「最近の調剤医療費の動向調査の動向」における都道府県後発医薬品割合（平成31年2月分）

厚生労働省医政局経済課

「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」における後発医薬品割合（数量ベース）



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方（入院、院内調剤）及び紙レセプトを含まない数値である（出典：「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省保険局調査課））。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 新指標とは、後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア（「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で定められた目標に用いた指標）。

旧指標とは、全医療用医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア（平成19年に「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」で定められた目標に用いた指標）。



「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」における  
都道府県別の 薬剤料と後発医薬品割合（数量ベース）の関係  
＜平成30年度累計（4月～2月分）での比較＞



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方（入院、院内調剤）及び紙レセプトを含まない数値である（出典：「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省保険局調査課））。

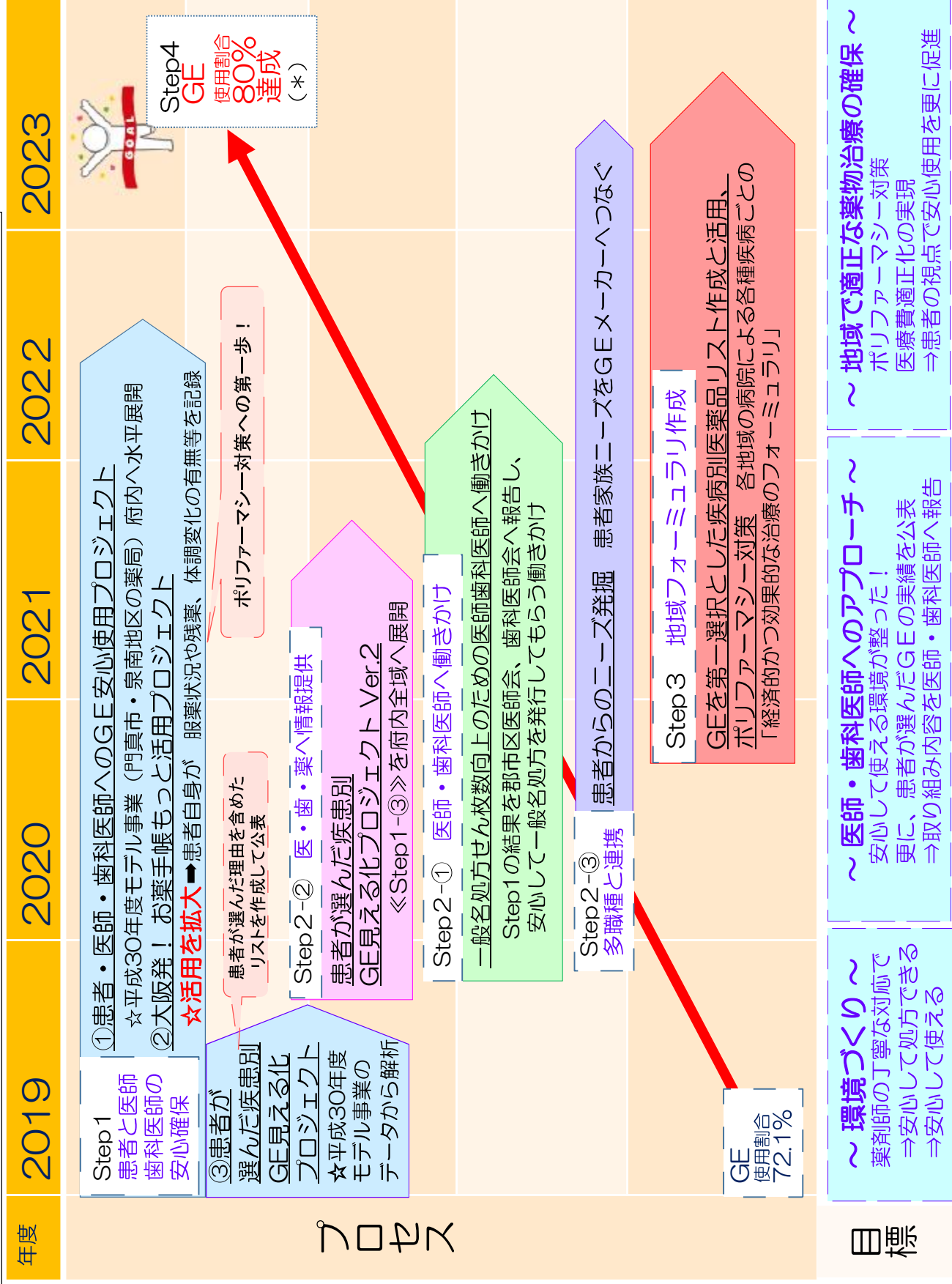
注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア（置換え率）＝〔後発医薬品の数量〕／〔（後発医薬品のある先発医薬品の数量）＋（後発医薬品の数量）〕



大阪府後発医薬品安心使用促進事業ロードマップ ～使用割合80%達成に向けて～



(\*) 第3期大阪府医療費適正化計画 GE指標より (\*\*) 患者が積極的に治療方針の決定に参加し、その決定に従って治療を受けることを意味

地域別ジェネリックカレン（都道府県別）

Table with columns for Prefecture (都道府県), Hospital (病院), and various metrics including 'ジェネリック医薬品使用割合' and 'ジェネリック医薬品使用割合(%)'. The table is organized into '院内処方' and '院外処方' sections, with sub-sections for '診療所' and '病院'.

※1 地域別の順位は、薬価情報および原価の両方を考慮して算出する。DPPについては、P/Lを算出対象とする。
※2 平均処方率(処方率)は、処方率の平均値を示す。
※3 処方率は、薬価情報および原価の両方を考慮して算出する。DPPについては、P/Lを算出対象とする。
※4 ジェネリック医薬品使用割合は、処方率を算出対象とする。
※5 処方率は、薬価情報および原価の両方を考慮して算出する。DPPについては、P/Lを算出対象とする。
※6 処方率は、薬価情報および原価の両方を考慮して算出する。DPPについては、P/Lを算出対象とする。
※7 処方率は、薬価情報および原価の両方を考慮して算出する。DPPについては、P/Lを算出対象とする。
※8 処方率は、薬価情報および原価の両方を考慮して算出する。DPPについては、P/Lを算出対象とする。
※9 処方率は、薬価情報および原価の両方を考慮して算出する。DPPについては、P/Lを算出対象とする。
※10 処方率は、薬価情報および原価の両方を考慮して算出する。DPPについては、P/Lを算出対象とする。
※11 処方率は、薬価情報および原価の両方を考慮して算出する。DPPについては、P/Lを算出対象とする。
※12 処方率は、薬価情報および原価の両方を考慮して算出する。DPPについては、P/Lを算出対象とする。
※13 処方率は、薬価情報および原価の両方を考慮して算出する。DPPについては、P/Lを算出対象とする。